

富田林市交通会議の概要について

1. 目的

富田林市交通会議設置要綱に基づき、主に下記の協議を行います。

- ①本市の交通政策の推進等に関する協議を行う。
- ②道路運送法の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図る。
- ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。

2. 任期について

- ①任期：2年（ただし、再任を妨げない。）
- ②任期途中で交代があったとき⇒前任者の残任期間

3. 会長及び副会長について

- ①会長：委員の互選
- ②副会長：委員の中から会長が指名

4. 会議について

- ①会長が交通会議を招集し、会長が議長を指名します。
- ②参加要請があれば出席をお願いします。ただし、委員が会議に出席できない場合等は、代理者の出席をもって当該委員の出席とすることがあります（参加要請応諾義務）。
- ③議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。
- ④交通会議は、原則公開です（会議録も公開の対象で、市ウェブサイト等に掲載されます）。
- ⑤緊急性のあるものや軽微な事項などの審議については、書面により交通会議を開催する場合があります。

5. 分科会について

- ①会議事項について特に専門的に協議する必要がある場合に設置
- ②交通会議委員のほか交通会議が必要と認めた者をもって組織

6. 協議結果の取扱いについて

交通会議において協議が調った事項については、その結果を尊重する義務（協議結果尊重義務）があります。

7. その他

交通会議の庶務（事務局）は、道路交通課において行います。